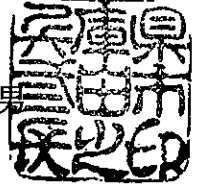


三 夕 第 6 9 号
令和3年11月19日

三田市新ごみ処理施設整備
基本計画策定委員会 委員長 様

三田市長 森 哲男



三田市新ごみ処理施設整備基本計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第2項第5号の規定により一般廃棄物の処理施設の整備を計画的に推進する必要があることから、三田市新ごみ処理施設整備基本計画の策定について、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年3月26日条例第2号）第2条の規定により別紙のとおり諮問します。

三田市新ごみ処理施設整備基本計画の策定について

1 諮問の主旨

三田市のごみ処理施設は、平成4年(1992年)3月に供用を開始し、稼働から既に約30年が経過しており、現有施設を30年から35年程度の間、稼働させるため、これまで大規模修繕を行うなど、基幹的設備改良工事を施してまいりました。

今後も適切な維持管理を行うことで、当面の間は安定的な施設稼働ができるものと見込んでおりますが、設備機器等の経年劣化が進み施設の更新は急務となっていることから、市では新たなごみ処理施設の整備について、具体的な調査・検討を進めてまいりました。

これまでの検討結果を踏まえて、新たなごみ処理施設が安心・安全な市民生活に寄与し、循環型社会の構築に向けて環境性能と経済性のバランスの取れた施設となるよう、施設整備の理念や方針、処理方式や施設規模、付帯施設、事業方式などについて、今後、新ごみ処理施設の整備を推進するにあたっての意見を賜りたく諮問いたします。

2 諮問事項

三田市の新ごみ処理施設整備基本計画の策定に関する事項についての調査審議について